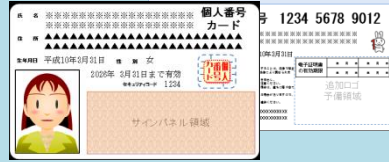


番号及び本人確認書類の組み合わせ

(個人番号カードをお持ちの方)

「個人番号カード」をご提示ください。



※通知カードとは異なります。

(個人番号カードをお持ちでない方)

以下のいずれかの、マイナンバー（個人番号）記載の書類と身分証明書をご提示ください。

マイナンバー記載の書類
(いずれか1つ)

- ・通知カード
- ・個人番号が記載された住民票
- ・個人番号が記載された住民票記載事項証明書



身分証明書（写真つき）
(いずれか1つ)

- ・運転免許証、運転経歴証明書、パスポート
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・在留カード、特別永住者証明書

写真つきの身分証明書の提示が困難な場合は、以下のいずれか2つをご提示ください。

- ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
 - ・氏名及び住所又は生年月日が記載された国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
 - ・印鑑登録証明書 ・住民票 ・その他官公署発行等の氏名及び住所又は生年月日が記載された書類
- ※ 提示時点で有効なもの、あるいは発行日から6か月以内のものに限ります。

「代理権の確認書類」「代理人の身分証明書（写真つき）」「ご本人のマイナンバー記載の書類」をご提示ください。

代理権の確認書類
(いずれか1つ)

(法定代理人の場合)
戸籍謄本その他資格を証明する書類、本人の健康保険証
(任意代理人の場合)
委任状、本人の健康保険証



代理人の身分証明書(写真つき)
(いずれか1つ)

- ・運転免許証、運転経歴証明書、パスポート
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・在留カード、特別永住者証明書



本人のマイナンバー記載の書類
(いずれか1つ)

- ・個人番号カード又は通知カードのコピー
- ・個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書のコピー

代理人の写真つきの身分証明書の提示が困難な場合は、以下のいずれか2つをご提示ください。

- ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
 - ・氏名及び住所又は生年月日が記載された国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
 - ・印鑑登録証明書 ・住民票 ・その他官公署発行等の氏名及び住所又は生年月日が記載された書類等
- ※ 提示時点で有効なもの、あるいは発行日から6か月以内のものに限ります。
※ 同時に請求等の手続をされる場合は、その手続用の委任状と書類が必要です。

ご本人が窓口へ来られる場合

代理の方が窓口へ来られる場合

(法定代理人とは) ・親権者(親権を行う者)…本人が未成年者の場合 ・未成年後見人…本人が未成年者で、親権者となるべき者がいない場合
・成年後見人 ・代理権付与の審判がなされた保佐人 ・代理権付与の審判がなされた補助人 ・不在者財産管理人 ・相続財産管理人